

3 防災・安全（つづき）

	管理 番号	区 分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
46	21	B	豊田市	地方自治体の裁量により健全性に応じた効率的な橋梁点検を可能とする点検手法・頻度等の弾力化・事務の簡素化	初回点検を除く近接目視点検結果の健全性が I と診断された橋梁（跨線橋、跨道橋を除く）については、健全性に応じ地方自治体の裁量で適切なサイクルで点検し、また小型無人機の新技術を活用した近接目視以外の点検手法を導入し、効率的かつ安全性の高い橋梁点検を可能とするよう、道路法施行規則第 4 条 5 の 5 において一律に定められている点検手法・頻度の弾力化など事務の簡素化を求める。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
	152	B	徳島県	新技術等を活用した橋梁点検を可能とするための点検手法の緩和	近接目視が基本とされている橋梁点検について、高解像度カメラや赤外線センサー等を搭載した車載カメラを用いた点検手法、I O T、U A V、次世代赤外線画像判定支援システム等の新技術を活用した点検手法など、安全かつ円滑な手法で効率的な点検が可能となる、近接目視と同様の点検精度を持った、新技術による点検を可能とするなど要件を緩和すること。	

3 防災・安全（つづき）

管理 番号	区 分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
47	88 B	◎忍野村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	国土交通大臣の承認を受けた無人航空機の飛行方法に係る制度の見直し	<p>航空法第 132 条の 2 の規定に基づき、国土交通大臣の承認を受けた無人航空機の飛行方法について、飛行空域となる当該市町村の意向が反映されるような仕組みとなるよう見直しを求める。</p> <p>①大臣承認に関しては、現場の実情を把握している飛行区域となる当該市町村に対し、同承認に関する情報を共有することとする。</p> <p>②大臣承認を受けた無人航空機の飛行であっても、観光客や観光資産に対して著しく影響を及ぼすことが明白である悪質な飛行を確認した場合には、当該市町村から現場での飛行方法の注意や中止を求めることが可能となるようにする。</p>	<p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>

4 その他（地方公共団体の事務の見直し）

	管理 番号	区 分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
48	39	A	栃木県	原体製造業者及び原体輸入業者の登録等に係る事務権限の移譲	毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づく、原体の製造を行う製造業者及び原体の輸入を行う輸入業者の登録等に係る事務権限を都道府県に移譲すること。	意見なし
	48	A	九州地方知事会	原体を製造（輸入）する毒物劇物製造（輸入）業登録等の事務の国から都道府県への移譲	原体を製造（輸入）する毒物劇物製造（輸入）業登録等の事務に係る権限を国から都道府県に移譲することを求める。	
49	5	B	神奈川県	建設業法において国土交通大臣に提出する許可申請書その他の書類の都道府県の経由事務の廃止	国土交通大臣に提出する許可申請書その他の書類について都道府県知事を経由しなければならないこととさせている建設業法第 44 条の 4 の規定を改正することにより、都道府県の経由事務を廃止し、国土交通大臣への許可申請書その他の書類の提出先を所管の地方整備局等に一本化することを求める。	意見なし
	71	B	富山県	自転車競技法の開催届出に係る都道府県経由事務の廃止	自転車競技法の開催届出に係る都道府県経由事務の廃止	
50	311	B	塩尻市	教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁の明確化	教育委員会が教育長に委任した事務の行政処分について、行政不服審査法の審査請求の審査庁を明確にする。	提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。

フォローアップ案件として重点事項となっているもの

	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
2	放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」等の見直し	放課後児童支援員となるための認定資格研修の実施主体に指定都市を追加する。 【28年フォローアップ案件】	「指定都市においても、県と協議の上、研修の実施について委託を受ける形で、研修を実施することは現状でも可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。
12	サテライト型養護老人ホームの設置に係る「従うべき基準」の見直し	効率的な養護老人ホームの整備を進めるため、サテライト型養護老人ホームを設置する際の本体施設として、介護老人保健施設、病院及び診療所に加えて、養護老人ホームも可能とする。 【28年フォローアップ案件】	提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。
20	生活保護制度関連の見直し	急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合の返還金について、①不正受給の場合の徴収金と同様に、あらかじめ保護費と調整すること（【28年フォローアップ案件】）及び②破産法における取扱い等管理の在り方（【27年フォローアップ案件】）、を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。	提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。 なお、検討に当たっては、生活保護制度が、憲法第25条の理念に基づき、国民に対し最低限度の生活を保障する制度であることに留意すること。 生活保護法第63条に基づく債権の非免責債権化等について十分に検討すること。

フォローアップ案件として重点事項となっているもの（つづき）

	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
27	駐車場出入口設置に係る規制緩和	路外駐車場の出入口を設置できないとされている「道路のまがりかどから五メートル以内の部分について、安全や交通渋滞の防止等の観点から、一定の場合、路外駐車場の出入口を設置できるよう規制を緩和する。 【28年フォローアップ案件】	事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。
28	町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止	町村の都市計画決定に必要な都道府県の同意（市は協議）を廃止し、協議のみとする（市と同様の制度とする）。 【26年フォローアップ案件】	意見なし
33	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地の利用に関する規制の緩和	公有地の拡大の推進に関する法律の手續により取得した土地について、利用制限を緩和する。 【28年フォローアップ案件】	提案団体の意見を十分に尊重されたい。
49	都道府県経由事務の見直し	国に対して行う以下の申請等について、申請者等の利便性向上や、地方公共団体の事務負担軽減のため、都道府県経由の義務付けを廃止する。 ・不動産鑑定士試験の受験申込 【28年フォローアップ案件】	意見なし
51	通知カードの住所変更に係る追記事務の見直し	通知カードの住所変更に係る追記事務の負担軽減について、制度の運用実態や市町村の意向に係る調査を行った上で、国民の利便性にも十分配慮しつつ、その結果を踏まえて見直しを行う。 【28年フォローアップ案件】	提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」の廃止又は参酌化（No.161 全国知事会・全国市長会・全国町村会共同提案）

具体的な支障事例

人員配置基準

放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。
（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第2項本文）

- 常勤可能な支援員を確保できないため、課題となっている未開設校区における学童保育所開設ができていない状況である。
- 新たなクラブ室を確保できても、放課後児童支援員等の確保が困難で分割できないため、大規模クラブとして手狭なまま運営する選択しかできない。
- 少人数の児童クラブで、土曜日など1～2人の児童しかいないときにも、支援員を2名常時配置しなければならず、支援員を確保しきれない。

人員資格基準

放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項 各号（略））

* 平成32年3月31日までの間、経過措置（附則第2条）

- 十分な知識、技能、実績があっても、高校卒業資格がないために放課後児童支援員になることができず、人材の確保と運営体制の維持ができない。
- 離島では従事者の確保が困難であり、放課後児童支援員の資格取得のための研修会へ参加する際には海上移動が必要で1週間程度を要する。長期不在による他の支援員への負担が重く、研修受講中に人員不足となり基準を満たせなくなり、受講できない。

支障事例調査における意見について

- ・ 児童厚生員については、民間の認定資格ではあるものの、児童館連絡協議会が資格取得を促進し、児童健全育成活動についての知識を修得しているため、放課後児童支援員と同等の資格を有する者として認めても差し支えないと考える。
- ・ 実務経験を持つ保育士、幼稚園教諭、看護師、准看護師、教員OB、社会福祉主事や福祉経験のある地方公務員OB等を活用することにより、支援員と同等程度のサービスを期待できると考える。
- ・ (小規模・少人数の放課後児童クラブに対する基準緩和として) 保育所の配置基準を参照しても、健常児5名程度の児童を支援員1名体制で見ることについて、安全面や育成・支援について問題があるとは考えにくい。

(支障事例調査から抜粋)



国は、「参酌化すべき基準」やガイドラインにより、望ましい方向性を示し、地方が自らの責任において検討し、条例を制定することで、地域の実情に応じ、子どもの安全やサービスの質を確保した上で、事業を実施することが可能。
また、活用可能と考えられる資格者を支援員として活用することにより、新たな人材の確保や女性の高齢者の活用にも資することが可能。

「従うべき基準」の廃止・参酌化の必要性

「従うべき基準」のため、地域の実情に応じた施設の設置・運営に支障をきたしている。

(基準が全国一律で、地域の実情に合っていない。)



都市部・地方部の双方で支障が生じており、場当たりの財政支援や局所的な要件緩和、経過措置の延長では、対応できない。



国による一律の基準ではなく、地方が自ら、地域の特性を踏まえて創意工夫を行うことで、質の確保は十分に可能